

改 正 案	現 行
<p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （略）</p> <p>指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）においての賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。 （略）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）～（四）（略）</p> <p>（五）福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを</p>	<p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （略）</p> <p>指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）においての賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。 （略）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一）～（四）（略）</p>

設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(略)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

イの から まで、 の(一)から(四)まで及び に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの から までに掲げる基準に適合すること。

(一) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

平成二十年十月からイの 届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

(新設)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの から までに掲げる基準に適合すること。

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

平成二十年十月からイの届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

二 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

イの から までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハの又は に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(二)

イの から までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

イの から までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの又は に掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

イの から までに掲げる基準のいずれにも適合すること。